

豊島区景観計画の改定について

1 豊島区景観計画の改定修正作業進捗状況

(1) 改定の方向性および修正作業進捗状況 【参考資料第 1 号】

①時点修正

- ・「旧庁舎跡地」→「H a r e z a 池袋」や「造幣局跡地」→「イケ・サンパーク」など、すでに竣工等している建築物等について、景観計画中の語句や図表を差し替える。

⇒令和 3 年 4 月に改定『豊島区都市づくりビジョン—改定版—』を参考に施設名称等を修正

②4分冊となった冊子の統合

- ・平成 28 年 3 月に策定した豊島区景観計画は、雑司が谷地域に係る景観形成特別地区（平成 30 年 6 月）、池袋駅東口周辺地域に係る景観形成特別地区（令和 2 年 6 月）、池袋駅西口周辺地域に係る景観形成特別地区（令和 3 年 6 月）の指定に伴って、その都度改定追録版が策定され、当初計画と併せて冊子が 4 分冊となっている状況である。今回の改定では、事業者等により分かりやすく景観計画を示すため、4 分冊となった冊子を統合する（冊子の印刷は令和 4 年度を想定）。
- ・その際、景観計画策定後のこの 5 年で関連計画である「豊島区都市づくりビジョン」や「東京都景観計画」が見直されたことなどを受け、これらを盛り込む形で豊島区景観計画の中間見直しを行う。
- ・また、夜間景観については、平成 30 年度以降の改定にて指定された各景観形成特別地区（雑司が谷地域、池袋駅東口周辺地域、池袋駅西口周辺地域）の景観形成基準で記述が厚くなっている一方、当初計画のままである一般地域等では記述が比較的不十分となっていることを踏まえ、改定後では策定の背景・目的等の項目にエッセンスを反映させる。

⇒【第 1 章 豊島区景観計画の改定】にて策定から改定までの経緯に言及
【第 6 章 景観形成の基準】を中心に修正作業中

③SDG s のエッセンスの追記

- ・豊島区が令和 2 年 7 月に内閣府より「SDG s 未来都市」及び「自治体 SDG s モデル事業」にダブル選定されたことを踏まえ、景観まちづくりと SDG s との関係性について触れる

⇒【第 1 章 豊島区景観計画の改定】にて言及

(2) スケジュール

令和 3 年 3 月 24 日	景観審議会（令和 3 年度事業予定の報告）
令和 3 年 7 月 14 日	デザイン検討部会（基本的方向性の報告）
令和 3 年 10 月 26 日	デザイン検討部会（進捗状況の報告）
令和 3 年 12 月	景観審議会（素案の報告）
令和 4 年 1 月頃	パブリックコメント実施
令和 4 年 2 月	デザイン検討部会（案の報告）
令和 4 年 3 月	景観審議会（諮問）、都市計画審議会（諮問）
令和 4 年 6 月	景観計画の改定、告示